

# 耐震コンサルタント派遣制度のご案内

令和8年4月 江戸川区



Q.どのような制度ですか？

A. 江戸川区では、地震に強い安全なまちづくりを目指すために、「耐震コンサルタント派遣制度」を実施しています。この制度は、江戸川区が委託したコンサルタント（建築士）が区民等のみなさまの住まいを訪問し、基礎的な住まいの調査等を通じて、耐震改修工事に向けた相談を行うものです。

Q. 耐震コンサルタントとは？

A. この制度は、江戸川区が江戸川建築設計協同組合に委託して実施するものです。委託を受けた耐震コンサルタントは、区が発行した身分証明書（江戸川区耐震コンサルタント受託者証）を常に携帯しています。

Q.耐震コンサルタント派遣を受けるための要件(条件)はありますか？

A. 「対象住宅」「申請者」それぞれに要件があります。

**対象住宅**の要件 ...以下の全てを満たす必要があります。

- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された戸建住宅、長屋又は共同住宅であること
- 賃貸用住宅で所有者以外を居住させることを目的としたもの場合は、木造であること
- 木造住宅の場合は、平屋又は2階建てであること
- 店舗等がある場合は、その部分の面積が延べ面積の1/2未満であること
- 所有者が個人であること（共有の場合は共有者も含めて法人ではないこと）
- 非木造の場合は、建築確認時の図書・構造計算書・検査済証などがあること
- 過去に耐震コンサルタント派遣事業を利用していないこと
- 過去に区の助成制度を利用した耐震改修工事が実施されたことがないこと
- 違反建築ではないこと（違反建築の例：木造3階建て、無接道など）

**申請者**の要件 ...以下の全てを満たす必要があります。

- 対象住宅の所有者又は居住者であること
- 居住者が申請者となる場合は、住民票上の住所が江戸川区にあること
- 対象住宅の耐震コンサルタント派遣事業を行うことについて、住宅の所有者・共有者及び居住者全員の同意を得ていること
- 精密診断及び同診断結果に基づく耐震改修を行う意思があること

Q. 提出書類はありますか？

A. 窓口で受付の場合は下記の書類を全てそろえて窓口までお越しください。

**受付**の際の提出書類 : 窓口のみ必要

- 申請書（第1号様式）
  - 耐震コンサルタント申込み時確認事項
  - 本人確認書類（官公署が発行した有効期限内の写真付証明書に限る）
  - 案内図（接道状況と敷地設定がわかるもの）
  - 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（法務局にて発行）
  - 固定資産税の課税明細書（毎年6月頃に東京都から郵送されるもの）
  - 同意書（賃貸住宅の場合）
  - 現場立会人の委任状（申請者以外の方が立会いをする場合）
  - 建築確認時の図面、構造図面・計算書、検査済証 ... 非木造の場合に必要です。
  - 遺産分割協議書等（相続登記が未了の場合）
- これらの書類は精密診断・耐震改修設計・耐震改修工事の要件にもなっています。

Q.派遣日時・費用については？

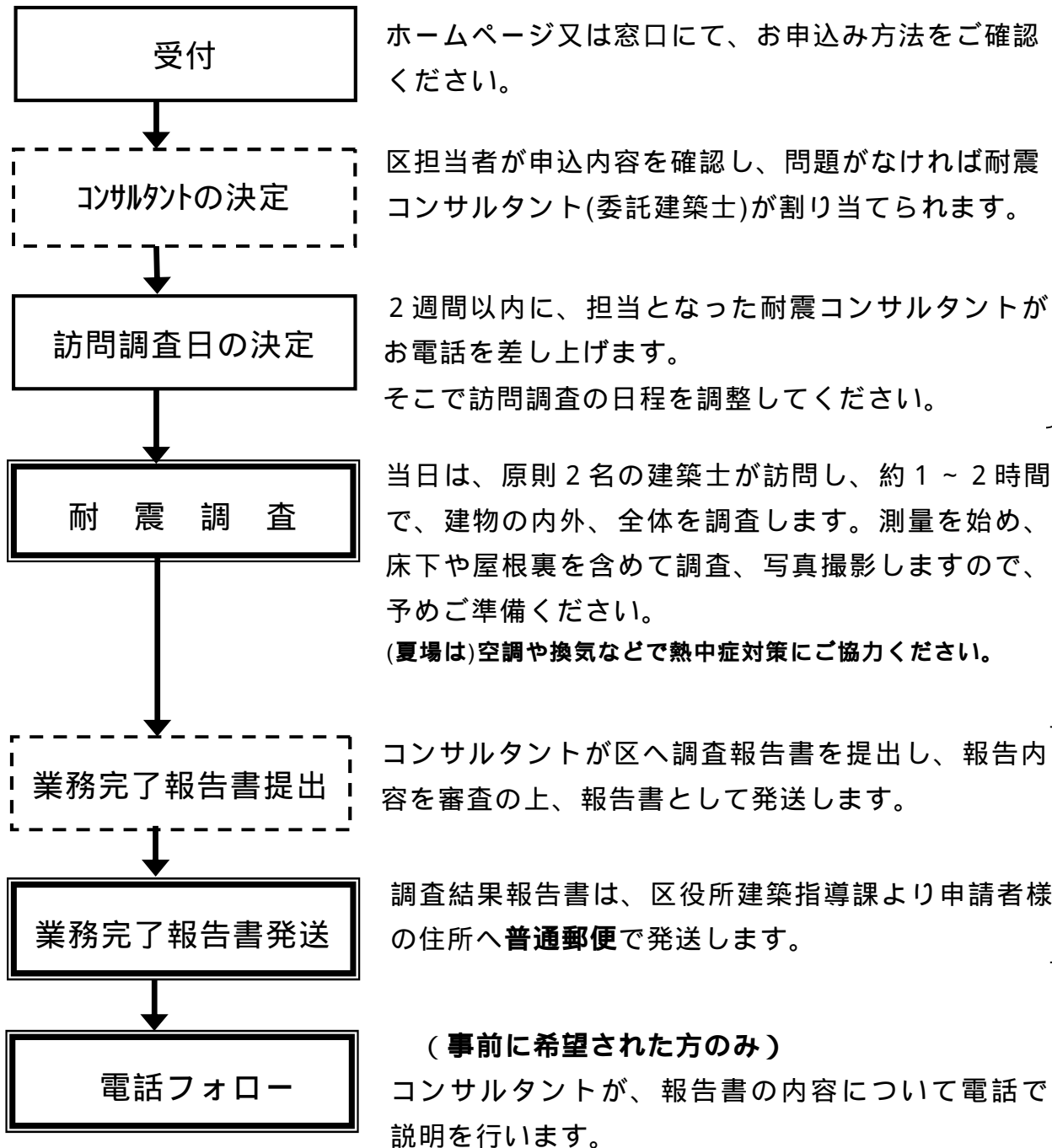
A. 派遣日時：原則として、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後4時までです。  
派遣日時は、コンサルタント（区役所ではない電話番号）から事前に電話で連絡します。  
当日は、建物内外の調査・写真撮影のため、**現地での立会い**をお願いします。

派遣費用：無料

**Q. 耐震コンサルタント派遣制度のながれは？**

A. 以下のとおりです。

会計年度の都合上、締め切りを設けています。受付時にご確認ください。



2週間程度

1ヶ月程度

受付から概ね1ヶ月半から2ヶ月程度で、報告書がお手元に届きます。

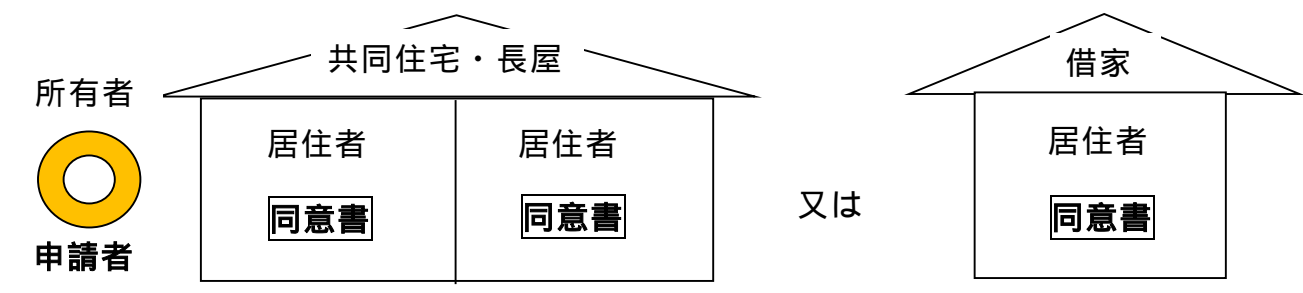
( )状況により、これ以上の日数がかかることもあります。

報告書は、耐震改修設計等助成の申請時に必要となります。  
 (違反建築など、状況によっては助成制度を利用できない場合があります)  
 引き続き助成制度を利用する場合は、必要書類を揃えて区役所へご提出ください。

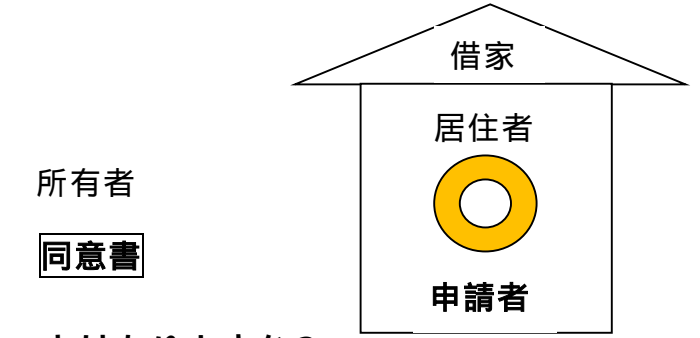
**Q. 同意書が必要な場合とは？**

A. 以下のとおりです。

1. 申請者が所有者である場合に同意書の提出が必要です。



2. 申請者が居住者である場合に同意書の提出が必要です。



**Q. 注意することはありますか？**

A. 以下のとおりです。

相続された建物登記の名義人変更されていない場合  
 遺産分割協議書又は故人の出生から死亡までの戸籍とその相続人の同意書が必要となります。

増築をしている場合  
 昭和56年6月1日以降に増改築された部分(増改築された時期が確定できない部分を含む)のある住宅にあっては、その部分の床面積が現在の延床面積の2分の1未満である必要があります。  
 また、非木造の場合は増改築部分が1/2未満であっても原則として助成対象外となります。

**Q. お申込み方法は？**

A. 建築指導課耐震化促進係のホームページ、又は窓口にてお申込みください。

所在：区役所北棟2階窓口。

建築指導課耐震化促進係のホームページ：

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e021/kurashi/sumai/taishin/kodatejyutaku.html#kyu-konsaru>

(電話でのお申込みは、令和7年度をもって終了しました。)

<問合せ先>

江戸川区 都市開発部 建築指導課 耐震化促進係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 電話 03-5662-6389(直通)